

# 延岡市立東海中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義のもと、すべての職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭  
(スクールカウンセラー)

#### イ 活動

週1回定例会を開催し、問題行動や不登校等を有する生徒等について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

### (2) いじめ・不登校対策委員会

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

(スクールカウンセラー)

※必要に応じて当該学級担任や関係職員も加える。

#### イ 活動

月1回定例会を開催し、いじめ・不登校の傾向を有する生徒等について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

### 4 いじめの防止のための取組

- (1) 生徒に自己指導能力を育成するために、全教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 人権尊重の考え方や態度を育成するために、全教育活動を通じて人権教育を推進するとともに、その深化をより図るための人権学習週間を設定する。
- (4) インターネットや SNS 等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、情報モラルに関する研修会等を行う。

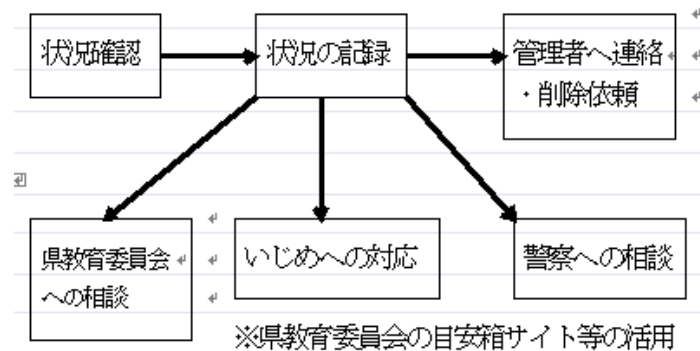
### 5 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめに関する調査等  
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査等を次の通り実施する。
  - ア 教育相談アンケート調査 (年3回)
  - イ 学校生活アンケート調査 (毎月)
- (2) いじめ相談体制の整備  
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ア いじめ相談窓口の設置
  - イ スクールカウンセラーの活用
- (3) 日常的な観察
  - ア 生徒の小さな変化を見逃さないために、全職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行う。
  - イ 気になる生徒がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気付いた事を共有し、全職員で当該生徒を見守る。
  - ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確かめる。
- (4) ネット上のいじめへの対応
  - ア ネットいじめの予防
    - ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。

- ・教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施する。
- ・インターネットや SNS 等の利用に関する職員研修を実施する。

#### イ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- ・不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 6 いじめの解決のための対応

- (1) 調査や相談、観察等でいじめが疑われる場合は、学級担任は、すみやかに事実の有無確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、教頭に報告するとともに、いじめられている生徒の安全・安心を確保するための適切な処置を以下の点に留意して行う。

### いじめられた生徒とその保護者への支援

#### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるように努めます。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対しての精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### **いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

#### **【いじめた生徒への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・いじめられた生徒の立場に立って考えさせる
- ・今後の生き方を考えさせる

#### **【いじめた生徒の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめられた生徒や保護者の思いを伝える
- ・いじめた生徒の成長につなげるために保護者の協力が必要であることを伝える

#### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 教頭は校長に報告し、校長の指示により、いじめ・不登校対策委員会を緊急で開催する。

(4) いじめ・不登校対策委員会では、以下の対応について協議し、全職員への共通理解を図る。

- ア 正確な事実の確認といじめの解決のための指導方法について
- イ 学校、学年、学級担任の役割分担について
- ウ いじめの解決に向けた保護者との連携について

- エ 関係機関との連携について
- オ いじめの再発防止に向けた取組について

## 7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、担当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見のための取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。